

## 1 上美生農村環境改善センター使用料の改定（案）について

### (1) 根拠条例

上美生農村環境改善センター設置及び管理条例

### (2) 改定の理由

令和元年 10 月 1 日からの消費税率改正に伴い、施設維持管理経費が増加することから、別紙基本方針に基づき、増加相当割合を使用料に反映させる改定を行うものです。

### (3) 改定の内容

室 名	現行使用料 (1 時間につき) (円)	改定後使用料 (1 時間につき) (円)
多目的ホール	1,670	1,700

### (4) 施行期日 令和元年 10 月 1 日

## 2 芽室町中央公民館使用料の改定（案）について

### (1) 根拠条例

芽室町中央公民館の設置及び管理条例

### (2) 改定の理由

令和元年 10 月 1 日からの消費税率改正に伴い、施設維持管理経費が増加することから、別紙基本方針に基づき、増加相当割合を使用料に反映させる改定を行うものです。

### (3) 改定の内容

室名	現行使用料 (1時間につき) (円)	改定後使用料 (1時間につき) (円)
展示ホール	750	760
大ホール	1,350	1,370
講堂	1,040	1,050
2階和室	600	610
調理実習室	600	610

### (4) 施行期日 令和元年 10 月 1 日

### 3 芽室町勤労青少年ホーム使用料の改定（案）について

(1) 根拠条例

芽室町勤労青少年ホーム条例

(2) 改定の理由

令和元年 10 月 1 日からの消費税率改正に伴い、施設維持管理経費が増加することから、別紙基本方針に基づき、増加相当割合を使用料に反映させる改定を行うものです。

(3) 改定の内容

室名	現行使用料 (1時間につき) (円)	改定後使用料 (1時間につき) (円)
ホール	700	710

(4) 施行期日 令和元年 10 月 1 日

## 4 芽室町総合体育館使用料の改定（案）について

### (1) 根拠条例

芽室町総合体育館設置及び管理条例

### (2) 改定の理由

令和元年10月1日からの消費税率改正に伴い、施設維持管理経費が増加することから、別紙基本方針に基づき、増加相当割合を使用料に反映させる改定を行うものです。

### (3) 改定の内容

室名	現行使用料 (1時間につき)(円)	改定後使用料 (1時間につき)(円)
第1競技場 (団体使用料)	1,550	1,570

### (4) 施行期日 令和元年10月1日

## 5 芽室町営水泳プール使用料の改定（案）について

### (1) 根拠条例

芽室町営水泳プール設置及び管理条例

### (2) 改定の理由

令和元年10月1日からの消費税率改正に伴い、施設維持管理経費が増加することから、別紙基本方針に基づき、増加相当割合を使用料に反映させる改定を行うものです。

### (3) 改定の内容

室名	現行使用料 (1時間につき)(円)	改定後使用料 (1時間につき)(円)
1団体1回につき (団体使用料)	3,840	3,910

### (4) 施行期日 令和元年10月1日

## 6 芽室町健康プラザ使用料の改定（案）について

### (1) 根拠条例

芽室町健康プラザ設置及び管理条例

### (2) 改定の理由

令和元年 10 月 1 日からの消費税率改正に伴い、施設維持管理経費が増加することから、別紙基本方針に基づき、増加相当割合を使用料に反映させる改定を行うものです。

### (3) 改定の内容

室 名	現行使用料 (1 時間につき) (円)	改定後使用料 (1 時間につき) (円)
アリーナ (団体使用料)	790	800

### (4) 施行期日 令和元年 10 月 1 日

## 7 芽室町有料公園施設使用料の改定（案）について

### (1) 根拠条例

芽室町都市公園条例

### (2) 改定の理由

令和元年10月1日からの消費税率改正に伴い、施設維持管理経費が増加することから、別紙基本方針に基づき、増加相当割合を使用料に反映させる改定を行うものです。

### (3) 改定の内容

室名	現行使用料 (1時間につき)(円)	改定後使用料 (1時間につき)(円)
野球場	730	740
弓道場(団体)	680	690

### (4) 施行期日 令和元年10月1日

## 8 めむろ駅前プラザ使用料の改定（案）について

### (1) 根拠条例

めむろ駅前プラザ設置及び管理条例

### (2) 改定の理由

令和元年 10 月 1 日からの消費税率改正に伴い、施設維持管理経費が増加することから、別紙基本方針に基づき、増加相当割合を使用料に反映させる改定を行うものです。

### (3) 改定の内容

室 名	現行使用料 (1 時間につき) (円)	改定後使用料 (1 時間につき) (円)
セミナーホール 1 号室	1,650	1,680
セミナーホール 2 号室	1,170	1,190
セミナーホール 全体 (1 号室・2 号室)	2,040	2,070
テラス	700	710
レファレンス (学習室)	700	710

### (4) 施行期日 令和元年 10 月 1 日



## 9 東工産業振興センター使用料の改定（案）について

### (1) 根拠条例

東工産業振興センター設置及び管理条例

### (2) 改定の理由

令和元年 10 月 1 日からの消費税率改正に伴い、施設維持管理経費が増加することから、別紙基本方針に基づき、増加相当割合を使用料に反映させる改定を行うものです。

### (3) 改定の内容

室名	現行使用料 (1時間につき)(円)	改定後使用料 (1時間につき)(円)
大ホール	540	550

### (4) 施行期日 令和元年 10 月 1 日

## 10 国民宿舎等利用料金の改定（案）について

(1) 根拠条例

芽室町国民宿舎等の設置及び管理運営に関する条例

(2) 改定の理由

令和元年10月1日からの消費税率改正に伴い、施設維持管理経費が増加することから、別紙基本方針に基づき、増加相当割合を利用料金に反映させる改定を行うものです。

(3) 改定の内容

各利用料金の改定案は、別紙のとおり

(4) 施行期日 令和元年10月1日

## 国民宿舎等の利用料金の改定について

### 1 利用料金の改定

国民宿舎等の事業は、企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営し、その管理運営に関する業務は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者に行わせるものとしており、利用料金に関しては管理受託者の自立的な経営努力を促し、会計事務の効率化を図る考えのもと、宿舎等の利用料金を管理受託者の収入としている。

このことから、管理受託者による当該施設の適切な管理運営を行うため、消費税率改正に伴う施設維持管理経費の増加相当割合を利用料金に反映させる改定を行うものです。

### 2 利用料金の算定

#### ① 新嵐山荘宿泊料及び加算額

消費税率改正に伴う増加相当割合を利用料金に反映（十円未満切り捨て）。

#### ② 新嵐山荘休憩料及び加算額

消費税率改正に伴う増加相当割合を利用料金に反映（十円未満切り捨て）。

#### ③ 団体会議の場合の広間利用料

消費税率改正に伴う増加相当割合を利用料金に反映（十円未満切り捨て）。

#### ④ 入浴料

消費税率改正に伴う増加相当割合を利用料金に反映（十円未満切り捨て）。

#### ⑤ スキーリフト料

消費税率改正に伴う増加相当割合を利用料金に反映（十円未満切り捨て）。

ただし、普通券（12 回使用券）は従前から普通券（1 回使用券）10 枚分の料金としているため、同様の利用料金設定とする。

#### ⑥ ロッジ研修室利用料

消費税率改正に伴う増加相当割合を利用料金に反映（十円未満切り捨て）。

※各利用料金の改定案は、別紙のとおり

利用料金改定案

別表第1 (第8条関係)

1 新嵐山荘利用料金

区分	利用人員	宿泊料		
		現行	改正	差額
大人	1人	7,020円	7,150円	130円
		5,620円	5,720円	100円
		1,140円	1,160円	20円
小学生	1人	5,620円	5,720円	100円
幼児	寝具1組	1,140円	1,160円	20円
		1,140円	1,160円	20円
		1,140円	1,160円	20円

加算額 (年末年始・休前日)

区分	利用人員	宿泊料		
		現行	改正	差額
大人	1人	1,080円	1,100円	20円
		870円	880円	10円
		870円	880円	10円
小学生	1人	870円	880円	10円
幼児	/	0円	0円	0円
		0円	0円	0円
		0円	0円	0円

加算額 (シングルコース)

区分	利用人員	宿泊料		
		現行	改正	差額
大人	1人	2,160円	2,200円	40円
		1,730円	1,760円	30円
		1,730円	1,760円	30円
小学生	1人	1,730円	1,760円	30円
幼児	/	0円	0円	0円
		0円	0円	0円
		0円	0円	0円

2 休憩料

区分	個人休憩料				
	個室		団体休憩料		
	3時間以内	5時間以内	広間	広間	
大人	現行	1,620円	2,700円	490円	420円
	改正	1,650円	2,750円	490円	420円
	差額	30円	50円	0円	0円
小学生	現行	1,620円	2,700円	320円	270円
	改正	1,650円	2,750円	320円	270円
	差額	30円	50円	0円	0円
幼児	現行	無料	無料	無料	無料
	改正	無料	無料	無料	無料
	差額	0円	0円	0円	0円

加算額

区分	利用人員	5時間超過/時間	
		現行	改正
大人	1人	310円	310円
		310円	310円
		310円	310円
小学生	1人	310円	310円
		310円	310円
		310円	310円
幼児	/	0円	0円
		0円	0円
		0円	0円

3 団体会議の場合の広間利用料

区分	利用人数	利用料		
		5時間以内	7時間以内	7時間以内
大広間	50人以下	現行	5,400円	6,480円
		改正	5,500円	6,600円
		差額	100円	120円
51人以上	/	現行	7,560円	8,640円
		改正	7,700円	8,800円
		差額	140円	160円
中広間	40人以下	現行	4,320円	5,400円
		改正	4,400円	5,500円
		差額	80円	100円

4 入浴料

区分	利用料		
	現行	改正	差額
大人	270円	270円	0円
	270円	270円	0円
	270円	270円	0円
小学生	140円	140円	0円
	140円	140円	0円
	140円	140円	0円
幼児	無料	無料	0円
	無料	無料	0円
	無料	無料	0円

別表第2 (第8条関係)

ムムロスキー場及び附属施設利用料金

区分	普通券 (1回使用券)		普通券 (1,2回使用券)		団体券 (1回使用券)		団体券 (1日券)		シーズン券		パック				
	3時間以内	5時間以内	7時間以内	7時間以内	4時間券	ナイト1券	1回使用券	1日券	通年用	平日用	60歳以上	中高生	少年団	日帰り券	宿泊券
大人	現行	230円	2,300円	3,050円	2,050円	2,050円	150円	1,650円	41,150円	28,800円	36,000円	30,850円	28,800円	2,050円	4,100円
	改正	230円	2,300円	3,100円	2,080円	2,080円	150円	1,680円	41,910円	29,330円	36,660円	31,420円	29,330円	2,080円	4,170円
	差額	0円	0円	50円	30円	30円	0円	30円	760円	530円	530円	570円	530円	30円	70円
小学生	現行	160円	1,600円	1,850円	1,300円	1,300円	120円	1,200円	25,700円	—	—	—	—	1,550円	3,050円
	改正	160円	1,600円	1,880円	1,320円	1,320円	120円	1,220円	26,170円	—	—	—	—	1,570円	3,100円
	差額	0円	0円	30円	20円	20円	0円	20円	470円	—	—	—	—	20円	50円

ロッジ研修室利用料

区分	利用人数	団体利用料				
		3時間以内	5時間以内	7時間以内	冬期加算	
30人以下	/	現行	3,240円	5,400円	6,480円	各料金の2割
		改正	3,300円	5,500円	6,600円	各料金の2割
		差額	60円	100円	120円	—
50人以下	/	現行	5,400円	7,560円	8,640円	各料金の2割
		改正	5,500円	7,700円	8,800円	各料金の2割
		差額	100円	140円	160円	—
51人以上	/	現行	6,480円	8,640円	9,720円	各料金の2割
		改正	6,600円	8,800円	9,900円	各料金の2割
		差額	120円	160円	180円	—

## 11 芽室町営畜牛育成牧場 牧場使用料の改定（案）について

## (1) 根拠条例

畜牛育成牧場管理及び使用条例

## (2) 改定の理由

令和元年 10 月 1 日からの消費税率改正に伴い、施設維持管理経費が増加することから、別紙基本方針に基づき、増加相当割合を使用料に反映させる改定を行うものです。

また、端数等については、1 円未満切り捨てとして整理します。

## (3) 改定の内容

区 分	現行使用料（円）	改定後使用料（円）
畜牛 1 頭に付き 1 日あたり	237	241
哺乳仔付き加算	77	78

## (4) 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

※牧場使用料の徴収は、毎年 11 月に一括徴収しており、令和元年度分の使用料については、現料金により算出しています。また、町営牧場の放牧期間は 5 月から 10 月となっており、人工授精の状況に応じて、放牧期間中に随時下牧させるため、10 月の利用頭数は少数であることから、令和 2 年度からの適用とします。

## 12 芽室町畑地かんがい用水使用料の改定について

### (1) 根拠条例

芽室町畑地かんがい用水施設設置及び管理条例

### (2) 改定の理由

令和元年 10 月 1 日からの消費税率改正に伴い、施設維持管理経費が増加することから、別紙基本方針に基づき、増加相当割合を使用料に反映させる改定を行うものです。

また、端数等について基本料金は、10 円未満切り捨て、使用料は、1 円未満切り捨てとして整理します。

### (3) 改定の内容

項目	現行料金 (円)	改定後料金 (円)
畑地かんがい用水 施設基本料金 (年)	24,700	25,150
町畑地かんがい用水 施設使用料 (10a あたり)	134	136

### (4) 施行期日 令和 2 年 4 月 1 日

※ 畑地かんがい使用料の徴収は、毎年 12 月の一括徴収であり、令和元年度分の使用料について、現料金により算出しております。令和元年 10 月から令和 2 年 3 月までの期間は、非かんがい期であり、利用者の水需要が極めて少ない状況にあることから、令和 2 年度分からの適用といたします。

## 13 芽室町ふれあい交流館使用料の改定（案）について

## (1) 根拠条例

芽室町ふれあい交流館設置及び管理条例

## (2) 改定の理由

令和元年 10 月 1 日からの消費税率改正に伴い、施設維持管理経費が増加することから、別紙基本方針に基づき、増加相当割合を使用料に反映させる改定を行うものです。

## (3) 改定の内容

室名	現行使用料 (1時間につき)(円)	改定後使用料 (1時間につき)(円)
2階大ホール (ステージ付)	760	770

## (4) 施行期日 令和元年 10 月 1 日

## 14 芽室町コミュニティセンター使用料の改定（案）について

## (1) 根拠条例

芽室町コミュニティセンター等設置及び管理条例

## (2) 改定の理由

平成30年度第2回使用料等審議会において、今後の使用料算出においては、他の既存施設とのバランスを整理した適切な算出方法において使用料の算出する旨の付帯意見をいただいていることから、令和元年10月1日からの消費税率改正に合わせて、別紙基本方針に基づき、統一した㎡単価を用いた使用料に改定するものです。

## (3) 統一した㎡単価

4. 62円/㎡

## (4) 改定の内容

施設	室名	面積 (㎡)	現行使用料 (1時間につき) (円)	改定後使用料 (1時間につき) (円)
祥栄ふれ愛館	集会室1	32	150	140
祥栄ふれ愛館	集会室2	32	150	140
祥栄ふれ愛館	大ホール	145	690	660
祥栄ふれ愛館	調理室	25	110	110
芽室太生活館	集会室	48	220	220
芽室太生活館	和室	27	110	120
芽室太生活館	図書室	20	80	90
芽室太生活館	託児室	24	100	110
芽室太生活館	事務室	22	100	100
芽室太生活館	調理室	15	60	60
坂の上地域福祉館	集会室1	34	150	150
坂の上地域福祉館	集会室2	97	450	440
坂の上地域福祉館	作業室	28	110	120
坂の上地域福祉館	和室	26	110	120
北伏古地域福祉館	集会室	82	390	370
北伏古地域福祉館	和室	25	110	110
北伏古地域福祉館	娯楽室	24	100	110
北伏古地域福祉館	事務相談室	24	100	110
北伏古地域福祉館	休養室	16	60	70



施 設	室 名	面 積 (m <sup>2</sup> )	現行使用料 (1時間につき) (円)	改定後使用料 (1時間につき) (円)
中伏古老人憩いの家	和室 1	20	80	90
中伏古老人憩いの家	和室 2	16	60	70
中伏古老人憩いの家	集会室	62	280	280
中伏古老人憩いの家	調理室	19	80	80
雄馬別地域福祉館	集会室	38	170	170
雄馬別地域福祉館	会議室	29	130	130
雄馬別地域福祉館	和室	13	50	60
毛根地域福祉館	集会室	38	170	170
毛根地域福祉館	会議室	29	130	130
毛根地域福祉館	和室	13	50	60
新生地域福祉館	集会室 1	62	290	280
新生地域福祉館	集会室 2	36	160	160
大和福祉館	会議室	20	80	90
大和福祉館	和室 1	34	150	150
大和福祉館	和室 2	45	200	200
大和福祉館	相談室	19	80	80
大和福祉館	大ホール	128	610	590
弥生福祉館	会議室	16	60	70
弥生福祉館	和室 1	32	150	140
弥生福祉館	和室 2	43	200	190
弥生福祉館	相談室	19	80	80
弥生福祉館	大ホール	145	690	660
西芽室地域福祉館	作業室	43	200	190
西芽室地域福祉館	集会室	12	50	50
西芽室地域福祉館	和室	16	60	70
東芽室地域福祉館	作業室	51	230	230
東芽室地域福祉館	集会室	13	50	60
東芽室地域福祉館	和室	15	60	60
愛生町地域福祉館	和室	28	110	120
愛生町地域福祉館	集会室	43	200	190
幸町地域福祉館	和室	28	110	120
幸町地域福祉館	集会室	43	200	190
東地域福祉館	和室	28	110	120
東地域福祉館	集会室	43	200	190
高岩地域福祉館	集会室	43	200	190
高岩地域福祉館	和室	36	170	160
高岩地域福祉館	調理室	15	60	60
平和地域福祉館	集会室	51	230	230

施設	室名	面積 (m <sup>2</sup> )	現行使用料 (1時間につき) (円)	改定後使用料 (1時間につき) (円)
平和地域福祉館	和室	29	130	130
北明地域福祉館	集会室	73	340	330
北明地域福祉館	和室	29	130	130
北明地域福祉館	調理室	20	80	90
青葉町地域福祉館	集会室	64	300	290
青葉町地域福祉館	和室	29	130	130
青葉町地域福祉館	調理室	18	80	80
西士狩地域福祉館	集会室	145	690	660
西士狩地域福祉館	和室1	22	100	100
西士狩地域福祉館	和室2	22	100	100
西士狩地域福祉館	調理室	16	60	70
芽室西地区コミュニティセンター	集会室1	22	100	100
芽室西地区コミュニティセンター	集会室2	33	150	150
芽室西地区コミュニティセンター	集会室3	33	150	150
芽室西地区コミュニティセンター	調理室	21	90	90
芽室西地区コミュニティセンター	大ホール	136	650	620
芽室南地区コミュニティセンター	事務室	25	110	110
芽室南地区コミュニティセンター	会議室	49	220	220
芽室南地区コミュニティセンター	和室1	55	250	250
芽室南地区コミュニティセンター	和室2	55	250	250
芽室南地区コミュニティセンター	調理室	40	180	180
芽室南地区コミュニティセンター	大ホール1	151	730	690
芽室南地区コミュニティセンター	大ホール2	151	730	690
東めむろコミュニティセンター	集会室1	35	150	160
東めむろコミュニティセンター	集会室2	36	170	160

施設	室名	面積 (m <sup>2</sup> )	現行使用料 (1時間につき) (円)	改定後使用料 (1時間につき) (円)
東めむろコミュニティセンター	大ホール1	71	320	320
東めむろコミュニティセンター	大ホール2	89	410	410
東めむろコミュニティセンター	調理室	19	80	80
上伏古地区生活改善センター	娯楽室	35	150	160
上伏古地区生活改善センター	会議室	29	130	130
上伏古地区生活改善センター	研修室	46	220	210
上伏古地区生活改善センター	調理室	31	130	140
上伏古地区生活改善センター	相談室	20	80	90
上伏古地区生活改善センター	和室1	23	100	100
上伏古地区生活改善センター	和室2	16	60	70
栄コミュニティセンター	集会スペース	70	320	320
栄コミュニティセンター	会議スペース	23	100	100
美生農業研修センター	研修室	62	280	280
美生農業研修センター	教養娯楽1号室(和)	23	100	100
美生農業研修センター	教養娯楽2号室(和)	23	100	100
美生農業研修センター	調理実習室	31	130	140
美生農業研修センター	図書兼相談室	20	80	90
上芽室農業研修センター	研修室	62	280	280
上芽室農業研修センター	教養娯楽1号室(和)	24	100	110

施設	室名	面積 (m <sup>2</sup> )	現行使用料 (1時間につき) (円)	改定後使用料 (1時間につき) (円)
上芽室農業研修センター	教養娯楽2号室(和)	16	60	70
上芽室農業研修センター	調理実習室	31	130	140
渋山地区林業研修センター	会議室	62	280	280
渋山地区林業研修センター	和室	24	100	110
渋山地区林業研修センター	実技訓練室	16	60	70
渋山地区林業研修センター	調理実習室	22	100	100
ひばり福祉館	集会室1	48	220	220
ひばり福祉館	集会室2	24	100	110
ひばり福祉館	集会室3	24	100	110
ひばり福祉館	会議室1	24	100	110
ひばり福祉館	会議室2	24	100	110
ひばり福祉館	和室1	28	110	120
ひばり福祉館	和室2	24	100	110
ひばり福祉館	大ホール	77	350	350
ひばり福祉館	調理室	20	80	90
ひばり福祉館	事務室	20	80	90
かしわ福祉館	ホール	102	490	470
かしわ福祉館	集会室1	58	270	260
かしわ福祉館	集会室2	58	270	260
かしわ福祉館	和室1	38	170	170
かしわ福祉館	和室2	38	170	170
かしわ福祉館	会議室	16	60	70

(4) 施行期日 令和元年10月1日

## 【参考説明 1】 芽室町総合情報誌「すまいる」有料広告掲載料の改定（案）について

### (1) 根拠例規

芽室町総合情報誌「すまいる」有料広告掲載取扱要綱

### (2) 改定の理由

令和元年10月1日からの消費税率改正に伴い、「すまいる」発行経費が増加することから、取扱要綱を改正し、有料広告掲載料を改定するものです。

### (4) 改定の内容

サイズ	現行掲載料 (1か月につき) (円)	改定後掲載料 (1か月につき) (円)
指定ページ下1段2分の1(4.00 cm×8.00 cm)	3,780	3,850
指定ページ下1段(4.00 cm×17.00 cm)	7,560	7,700
指定ページ下2段(8.50 cm×17.00 cm)	15,120	15,400
指定ページ下3段(13.00 cm×17.00 cm)	22,680	23,100
指定ページ全6段(26.50 cm×17.00 cm)	45,360	46,200

(4) 施行期日 令和元年10月1日

## 【参考説明 2】 芽室町公式ホームページバナー広告掲載料の改定 (案) について

(1) 根拠例規

芽室町公式ホームページバナー広告掲載要綱

(2) 改定の理由

令和元年 10 月 1 日からの消費税率改正に伴い、ホームページ管理運営経費が増加することから、掲載要綱を改正し、バナー広告掲載料を改定するものです。

(4) 改定の内容

バナー	現広告掲載料 (1 か月につき) (円)	改定後広告掲載料 (1 か月につき) (円)
縦 58 ピクセル 横 155 ピクセル	3,780 円	3,850 円

(4) 施行期日 令和元年 10 月 1 日